

★ 地方独立行政法人広島県立病院機構評価委員会条例（条例第一号）（医療機能強化推進課）

一 制定の理由

地方独立行政法人法の規定に基づき、地方独立行政法人広島県立病院機構の業務の実績に関する評価等を行うために設置する地方独立行政法人広島県立病院機構評価委員会の所掌事務、組織及び委員その他委員会に関し必要な事項を定めた。

二 条例の内容

1 趣旨

この条例は、地方独立行政法人法（以下「法」という。）第十一条第二項第六号及び第四項の規定に基づき、地方独立行政法人広島県立病院機構評価委員会（以下「委員会」という。）の所掌事務、組織及び委員その他委員会に関し必要な事項を定めるものとする。

2 所掌事務

委員会は、法の規定によりその権限に属させられた事項を処理するほか、次に掲げる事項をつかさどる。

- (一) 法第二十六条第一項の規定による中期計画又はその変更に係る認可について知事に意見を述べること。
- (二) 法第二十八条第一項の規定による毎事業年度における業務の実績及び中期目標の期間における業務の実績に係る評価について知事に意見を述べること。
- (三) その他知事が必要と認める事項

3 組織

- (一) 委員会は、委員七人以内で組織する。
- (二) 委員は、医療又は経営に関し優れた識見を有する者その他適当と知事が認める者のうちから、知事が任命する。
- (三) 委員会に、特別の事項を調査審議させるため必要があるときは、臨時委員若干人を置くことができる。

(四) 臨時委員は、当該特別の事項に関し優れた識見を有する者のうちから、知事が任命する。

4 委員の任期

- (一) 委員の任期は、二年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- (二) 委員は、再任されることができる。
- (三) 臨時委員は、当該特別の事項に関する調査審議が終了したときは、解任されるものとする。

5 委員長

- (一) 委員会に、委員長を置き、委員の互選により選任する。

- (二) 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。
- (三) 委員長に事故があるときは、委員長があらかじめ指名する委員が、その職務を代理する。

6 会議

- (一) 委員会の会議（以下「会議」という。）は、委員長が招集し、委員長がその議長となる。
- (二) 委員会は、委員及び議事に関係のある臨時委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。
- (三) 会議の議事は、委員及び議事に関係のある臨時委員で会議に出席したものの過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

7 委任

この条例に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

三 施行期日

令和六年三月十八日

★ 広島県伴走支援型特別資金信用保証料補給基金条例（条例第二号）（経営革新課）

一 制定の理由

国から交付された新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を伴走支援型特別資金に係る信用保証料補給の実施に要する経費の財源に充てる基金を設置した。

二 条例の内容

1 積立金の額

基金として積み立てる額は、県が国から交付を受けた新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金のうち、予算で定める額とする。

2 管理の方法

- (一) 基金に属する現金は、金融機関への預金その他確実かつ有利な方法により保管しなければならない。
- (二) 基金に属する現金は、必要に応じ、確実かつ有利な有価証券に代えることができる。

3 運用益金

基金の運用から生じる収益は、一般会計歳入歳出予算に計上して、この基金に編入する。

4 処分

基金は、伴走支援型特別資金に係る信用保証料補給の実施に要する経費の財源に充てる場合に限り、その全部又は一部を処分することができる。

5 繰替運用

財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。

6 相殺のための取崩し

基金に属する現金を預金等として金融機関等に預入れし、又は信託している場合において、当該金融機関等に係る保険事故が発生したときは、当該金融機関等に対する借入債務と当該預金等に係る債権を相殺するため、基金を取り崩すことができる。

三 施行期日等

1 施行期日

令和六年三月十八日

2 条例の失効

この条例は、令和十年三月三十一日限り、その効力を失う。

★ 漁港漁場整備法及び水産業協同組合法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例（条例第三号）（港湾振興課）

一 改正の要旨

漁港漁場整備法及び水産業協同組合法の一部を改正する法律の施行に伴い、次のとおり関係条例の規定を整備した。

条 例 名	改 正 の 内 容
広島県漁港管理条例	引用する法律の題名及び文言の整理
広島県漁港区域内占用料等徴収条例	引用する法律の題名の整理及び占用料の徴収に係る規定の整備
広島県の海に関する条例	引用する法律の題名の整理
広島県プレジャーボートの係留保管の適正化に関する条例	引用する法律の題名及び引用条項の整理
広島県の事務を市町が処理する特例を定める条例	引用する法律の題名の整理
広島県自然海浜保全条例	引用する法律の題名の整理
広島県土砂の適正処理に関する条例	
風致地区内における建築等の規制に関する条例	

二 施行期日

令和六年四月一日

★ 条例の点検・見直しに伴う関係条例の整理に関する条例（条例第四号）（総務課）

一 改正等の要旨

条例の点検・見直しに伴い、関係条例について、必要な規定の整理等を行った。

1 改正した条例

条 例 名	改 正 の 内 容
消防職員等に対する賞じゆつ金の授与に関する条例	消防法の改正に伴う引用条項の整理
広島県石油コンビナート等防災本部条例	石油コンビナート等災害防止法の改正に伴う引用条項の整理
行政財産の使用料に関する条例	条例改正に伴う引用条項の整理
広島県立広島国際協力センター設置及び管理条例	施設の特性を踏まえて、利用料金の後納も可能とするよう見直し
広島県感染症診査協議会条例	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律の改正に伴う引用条項の整理
修学資金等の返還債務の免除に関する条例	理学療法士等修学資金について、目的を達成したため廃止することに伴う規定の整理
広島県営林事業費特別会計条例	造林契約の終了に伴う規定の整理
広島県建設事業負担金条例	水道法の改正に伴う引用条項の整理
土地収用法及び土地収用法施行令による仲裁委員の旅費並びに鑑定人及び参考人の旅費及び手当に関する条例	仲裁法の制定及び土地収用法の改正に伴う規定の整理
風致地区内における建築等の規制に関する条例	独立行政法人の名称変更に伴う規定の整理等
金属屑業条例	帳簿整備方法、県外業者に対する届出の規定等の見直し

2 廃止した条例

条 例 名	廃 止 の 理 由
自動車税の特例に関する条例	課税特例の対象がなくなったことにより廃止
工場立地法第四条の二第一項の規定に基づく準則を定める条例	工場立地法の改正により、市町が独自に緑地面積率等に係る地域準則を制定できることとなったことに伴い、県の条例を存続させる意義がなくなったことにより廃止

二 施行期日等

1 施行期日

令和六年三月十八日。ただし、金属屑業条例の改正については、令和六年六月一日

2 経過措置

金属屑業条例の改正及び工場立地法第四条の二第一項の規定に基づく準則を定める
条例の廃止に伴い、必要な経過措置を設けた。

★ 知事等の損害賠償責任の一部免責に関する条例等の一部を改正する条例（条例第五号）
（人事課）

一 改正の要旨

地方自治法及び地方自治法施行令の一部が改正されたことに伴い、次の条例について、引用条項の整理等必要な改正を行った。

- 1 知事等の損害賠償責任の一部免責に関する条例
- 2 昭和天皇の崩御に伴う職員の懲戒免除及び職員の賠償責任に基づく債務の免除に関する条例
- 3 広島県土地造成事業の設置等に関する条例
- 4 広島県公営企業の設置等に関する条例
- 5 広島県病院事業の設置等に関する条例

二 施行期日

令和六年四月一日

★ 広島県手数料条例等の一部を改正する条例（条例第六号）（財政課）

一 改正の要旨

構造計算適合性判定手数料の改正など、次の表に掲げる条例に定める手数料等の改正を行った。

条	例	手数料等の改正内容
広島県手数料条例		構造計算適合性判定手数料等の改正 家畜検査手数料の改正 技能検定の実技試験手数料に係る減免対象者の改正
		介護保険法の改正による指定介護療養型医療施設の廃止に係る経過措置が終了することに伴う指定介護療養型医療施設指定更新手数料等の廃止
		建築基準法の改正に伴う道路内における建築の緩和認定申請手数料等の新設
		地方公共団体の手数料の標準に関する政令の改正に伴う危険物取扱者試験手数料等の改正
		広島県道路占用料徴収条例で定める道路占用料の改正に準じた地下埋設物件に係る土地使用料の改正
		県立病院のセカンドオピニオン相談料等の改正に準じた総合リハビリテーションセンターのセカンドオピニオン相談料等の改正
		県立病院の死後措置料の改正に準じた福山若草園の死後措置料の改正
		過排卵処理技術手数料等の改正
例	広島県家畜人工授精料等徴収条例	遺伝子診療のうち管理者が定めるものに係る相談料等の改正
	県立病院使用料及び手数料条例	地方公共団体の手数料の標準に関する政令の改正に伴う猟銃操作等技能講習手数料の改正等
	広島県警察関係手数料条例	

二 施行期日

- 1 2以外の改正 令和六年四月一日
- 2 広島県手数料条例のうち危険物取扱者試験手数料等の改正 令和六年五月一日

★ 広島県税条例の一部を改正する条例（条例第七号）（税務課）

一 改正の理由

ロータリー・エンジンを搭載する自家用の乗用車等に対する自動車税の種別割に関する規定を整備するため、必要な改正を行った。

二 改正の内容

令和元年十月一日の前日までに初回新規登録を受けたロータリー・エンジンを搭載する自家用の乗用車等について、作動室の単室容積にロータリー数を乗じて得た容積に一・五を乗じて得た数値を総排気量とみなして、自動車税の種別割の税率区分を適用することとした。

三 施行期日

令和六年四月一日

★ 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例（条例第八号）（デジタル基盤整備課）

一 改正の要旨

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部が改正されたことに伴い、引用条項の整理等必要な改正を行った。

二 施行期日

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律の施行の日

★ 広島県の事務を市町が処理する特例を定める条例の一部を改正する条例（条例第九号）
（市町行財政課）

一 改正の理由

知事の権限に属する事務の一部を市町が処理する特例の対象となる事務の範囲等を追加するなどのため、必要な改正を行った。

二 改正の内容

1 市町が処理する事務から削除したもの

事	務	対象市町
介護保険法に基づく事務のうち、指定介護療養型医療施設の指定の更新等		呉市及び三次市
食品衛生に関する条例及びかきの処理をする作業場に関する条例を廃止する条例に基づく事務のうち、報告の要求又は立入検査等		広島市、呉市及び福山市

2 市町を経由することにより処理する事務に追加したもの

事	務	対象市町
建築基準法に基づく事務のうち、大規模修繕等を行う場合の道路内の建築制限に関する認定申請に係る受付等		竹原市、府中市、三次市、庄原市、大竹市、安芸高田市、江田島市、府中町、海田町、熊野町、坂町、安芸太田町、北広島町、大崎上島町、世羅町及び神石高原町

3 市町を経由することにより処理する事務から削除したもの

事	務	対象市町
農業用ため池の管理及び保全に関する法律に基づく事務のうち、農業用ため池に係る届出の受付等		坂町

4 その他必要な規定の整理を行った。

三 施行期日

1 2以外の改正 令和六年四月一日

2 二1（食品衛生に関する条例及びかきの処理をする作業場に関する条例を廃止する条例に関するものに限る。）の改正 令和六年六月一日

★ 児童福祉法に基づく児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例（条例第十号）（障害者支援課）

一 改正の要旨

児童福祉法、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律等及び基準省令の改正を踏まえ、児童発達支援の類型が一元化されることなどに伴い、関係条例の規定を整備した。

条 例 名	改 正 の 内 容
<p>児童福祉法に基づく児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例</p>	<p>一 児童発達支援の類型（福祉型・医療型）が一元化されることに伴う関係規定の整備 二 里親支援センターに置くべき職員及び設備等の基準を定めることに伴う関係規定の整備 三 児童及び保護者の意思及び意見を丁寧把握した上で個別支援計画を作成することなど関係規定の整備</p>
<p>児童福祉法に基づく指定障害児通所支援事業者の指定の申請者に関する事項並びに指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例</p>	<p>一 障害種別にかかわらず障害児を支援できるよう児童発達支援の類型（福祉型・医療型）が一元化されることに伴う関係規定の整備 二 障害児及び保護者の意思及び意見を丁寧把握した上で個別支援計画を作成することなど関係規定の整備</p>
<p>児童福祉法に基づく指定障害児入所施設の指定の申請者に関する事項並びに指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例</p>	<p>一 障害児及び保護者の意思及び意見を丁寧把握した上で個別支援計画を作成することなど関係規定の整備 二 十五歳以上の障害児について、自立した日常生活又は社会生活に移行するための移行支援計画を作成することなど関係規定の整備</p>
<p>障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス事業者の指定の申請者に関する事項並びに指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例</p>	<p>一 障害者の意思及び意見を丁寧把握した上で個別支援計画を作成することなど関係規定の整備 二 就労選択支援を提供する事業所の人員、設備及び運営に関する基準を定めることに伴う関係規定の整備</p>
<p>障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害者支援施設の指定の申請者に関する事項並びに指定障害者支援施設の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例</p>	<p>一 障害者の意思及び意見を丁寧把握した上で個別支援計画を作成することなど関係規定の整備 二 障害者の地域での生活への移行に関する意向を確認する体制を整備することなど関係規定の整備</p>
<p>障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害福祉</p>	<p>一 障害者の意思及び意見を丁寧把握した上で個別支援計画を作成すること</p>

<p>サービス事業の設備及び運営に関する基準を定める条例</p> <p>障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害者支援施設の設備及び運営に関する基準を定める条例</p>	<p>となど関係規定の整備</p> <p>二 就労選択支援を提供する事業所の人員、設備及び運営に関する基準を定めることに伴う関係規定の整備</p>
<p>修学資金等の返還債務の免除に関する条例</p> <p>例</p>	<p>一 障害者の意思及び意見を丁寧把握した上で個別支援計画を作成することなど関係規定の整備</p> <p>二 障害者の地域での生活への移行に関する意向を確認する体制を整備することなど関係規定の整備</p>
<p>広島県立総合リハビリテーションセンター設置及び管理条例</p>	
<p>広島県立福山若草園設置及び管理条例</p>	
<p>職員の特殊勤務手当に関する条例</p> <p>精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第三十八条の二第三項に規定する任意入院者の症状等の報告に関する条例</p>	<p>精神保健及び精神障害者福祉に関する法律の一部が改正されたことに伴う引用条項等の整理</p>

二 施行期日

1 2以外の改正 令和六年四月一日

2 児童福祉法に基づく指定障害児通所支援事業者の指定の申請者に関する事項並びに指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例及び児童福祉法に基づく指定障害児入所施設の指定の申請者に関する事項並びに指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の改正のうち利益供与等の禁止に係る改正並びに障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス事業等の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例及び障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の改正のうち就労選択支援に係る改正 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律等の一部を改正する法律附則第一条第四号に掲げる規定の施行の日

★ 社会福祉法に基づく婦人保護施設の設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例（条例第十一号）（こども家庭課）

一 改正の要旨

困難な問題を抱える女性への支援に関する法律の施行に伴い、女性自立支援施設の設備及び運営に関する基準が制定されたことを踏まえ、安全計画の策定等を義務付けることなど、関係条例の規定を整備した。

条 例 名	改 正 の 内 容
社会福祉法に基づく婦人保護施設の設備及び運営に関する基準を定める条例 職員の特殊勤務手当に関する条例 広島県行政機関設置条例	一 婦人保護施設が女性自立支援施設となることに伴う文言の整理 二 安全計画の策定等を義務付けることなど関係規定の整備 三 人員配置基準及び設備基準の見直しなど関係規定の整備 引用する法律の題名の整理 引用する法律の題名及び引用条項の整理

二 施行期日

令和六年四月一日

★ 老人福祉法に基づく養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する等の条例（条例第十二号）（医療介護基盤課）

一 改正等の要旨

養護老人ホームの設備及び運営に関する基準等の一部改正を踏まえ、高齢者虐待防止等の推進及び身体的拘束等の禁止など、関係条例の規定を整備した。

条 例 名	改 正 の 内 容
<p>老人福祉法に基づく養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例</p>	<p>一 協力医療機関の名称等を知事に届け出なければならぬこと及び新興感染症の発生時等の対応を医療機関と取り決めることとするなど関係規定の整備</p> <p>二 人員基準の見直しなど関係規定の整備</p>
<p>老人福祉法に基づく特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例</p>	<p>一 協力医療機関の名称等を知事に届け出なければならぬこと及び新興感染症の発生時等の対応を医療機関と取り決めることとするなど関係規定の整備</p> <p>二 入所者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会の設置の義務付けに関する規定の整備</p> <p>三 離島及び過疎地域の施設に係る人員基準の見直しなど関係規定の整備</p>
<p>介護保険法に基づく介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例</p>	<p>一 協力医療機関の名称等を知事に届け出なければならぬこと及び新興感染症の発生時等の対応を医療機関と取り決めることとするなど関係規定の整備</p> <p>二 入所者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会の設置の義務付けに関する規定の整備</p> <p>三 人員基準の見直しなど関係規定の整備</p>
<p>介護保険法に基づく指定居宅サービス事業者の指定の申請者に関する事項並びに指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例</p>	<p>一 協力医療機関の名称等を知事に届け出なければならぬこと及び新興感染症の発生時等の対応を医療機関と取り決めることとするなど関係規定の整備</p> <p>二 身体的拘束等の適正化のための措置の義務付けに関する規定の整備</p> <p>三 利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会の設置の義務付けに関する規定の整備</p> <p>四 福祉用具貸与及び特定福祉用具販売に関する規定の整備</p>

	<p>五 人員基準の見直しなど関係規定の整備</p>
<p>介護保険法に基づく介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例</p>	<p>一 協力医療機関の名称等を知事に届け出なければならぬこと及び新興感染症の発生時等の対応を医療機関と取り決めることとするなど関係規定の整備</p> <p>二 入所者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会の設置の義務付けに関する規定の整備</p> <p>三 人員基準の見直しなど関係規定の整備</p>
<p>社会福祉法に基づく軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例</p>	<p>一 協力医療機関の名称等を知事に届け出なければならぬこと及び新興感染症の発生時等の対応を医療機関と取り決めることとするなど関係規定の整備</p> <p>二 人員基準の見直しなど関係規定の整備</p>
<p>老人福祉法に基づく養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例</p>	<p>虐待の防止に係る経過措置及び業務継続計画の策定等に係る経過措置の延長</p>
<p>介護保険法に基づく指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例</p>	<p>介護療養型医療施設に係るなおその効力を有するものとされた介護保険法等の有効期限到来に伴う条例の廃止</p>

二 施行期日

- 1 2以外の改正 令和六年四月一日
- 2 介護保険法に基づく指定居宅サービス事業者の指定の申請者に関する事項並びに指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例及び介護保険法に基づく指定介護予防サービス事業者の指定の申請者に関する事項並びに指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の改正のうち（介護予防）訪問看護、（介護予防）訪問リハビリテーション、（介護予防）居宅療養管理指導及び（介護予防）通所リハビリテーションに係る規定の改正 令和六年六月一日

★ 医療法に基づく病院等の人員及び施設の基準等を定める条例の一部を改正する条例（条例第十三号）（医療介護基盤課）

一 改正の要旨

医療法施行規則の一部が改正されたことに伴い、病院の人員配置基準に係る従業者を追加するため、必要な改正を行った。

二 施行期日

令和六年四月一日

★ 広島県国民健康保険事業費納付金条例の一部を改正する条例（条例第十四号）（国民健康保険課）

一 改正の要旨

国民健康保険の国庫負担金等の算定に関する政令の一部が改正されたことに伴い、市町から徴収する国民健康保険事業費納付金の額の算定に関する規定を整備するため、必要な改正を行った。

二 施行期日

令和六年四月一日

★ 広島県建築基準法施行条例の一部を改正する条例（条例第十五号）（建築課）

一 改正の要旨

建築基準法の一部が改正され、主要構造部に係る規制が合理化されたこと等に伴い、必要な改正を行った。

二 施行期日

令和六年四月一日

★ 広島県教育振興基金条例の一部を改正する条例（条例第十六号）（教育委員会）

一 改正の要旨

初等中等教育段階の公立学校における情報機器の整備に係る国庫支出金が国から交付されることに伴い、当該国庫支出金を広島県教育振興基金に積み立て、情報機器の整備に要する経費の財源に充てられるよう、必要な改正を行った。

二 施行期日

令和六年三月十八日

★ 広島県学校職員定数条例の一部を改正する条例（条例第十七号）（人事課）

一 改正の要旨

児童生徒数の変動等に伴い、県立の中学校、高等学校及び特別支援学校の職員（以下「県立高等学校等教職員」という。）並びに市町立学校県費負担教職員の定数を変更するため、必要な改正を行った。

区 分	改正後	改正前	改正による増減
県立高等学校等教職員	五、一三三人	五、〇七八人	四五人
市町立学校県費負担教職員	九、四六五人	九、四四二人	二三人

二 施行期日

令和六年四月一日

★ 広島県議会事務局条例の一部を改正する条例（条例第十八号）

一 改正の要旨

条例の点検・見直しに伴い、事務局職員の職名などについて必要な規定を整理した。

二 施行期日

令和六年四月一日